

尾鷲圏域県管理河川水防災協議会規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「尾鷲圏域県管理河川水防災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 平成27年の関東・東北豪雨や平成28年8月の台風10号による大規模な水害など、現状の河川的能力を超える大災害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっているため、本協議会は、国、県、市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものにすることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には座長を置くものとし、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、協議会委員の同意を得て、別表-1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表-2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、必要があると認めるときは、幹事会委員の同意を得て、別表-2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、次のとおりとする。

- 1) 現状の水害リスク情報や被害を軽減するための取組状況の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「尾鷲圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の作成
- 3) 「尾鷲圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の実施状況のフォローアップ

(事務局)

第6条 協議会及び幹事会の事務局を、三重県尾鷲建設事務所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則

この規約は平成29年5月24日から施行する。

附則

この規約は平成30年5月22日から施行する。

附則

この規約は令和元年6月24日から適用する。

別表-1 尾鷲圏域県管理河川水防災協議会 委員名簿

所属		役職名
尾鷲市		市長
紀北町		町長
気象庁	津地方気象台	台長
三重県	紀北地域活性化局	局長
	尾鷲建設事務所	所長
【オブザーバー】		
国土交通省	中部地方整備局	地域河川課長

別表-2 尾鷲圏域県管理河川水防災協議会 幹事名簿

所属		役職名
尾鷲市	防災危機管理課	課長
	建設課	課長
	福祉保健課	課長
紀北町	危機管理課	課長
	建設課	課長
	福祉保健課	課長
気象庁	津地方気象台	防災管理官
三重県	紀北地域活性化局	副局長兼地域活性化防災室長
	尾鷲建設事務所	副所長兼室長
【オブザーバー】		
国土交通省	中部地方整備局	地域河川課長補佐